

日本における IT 化の現状と課題 ——“真の”電子政府の構築に向けて——

浅野一弘

1. はじめに

首相官邸のホームページをみると、そこには、つぎのように記されている。

情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成 13 年 1 月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」を設置したところです¹⁾。

日本の場合、2001 年 1 月 6 日に、「IT 戦略本部」が設置されたことを受けて、IT 分野における急速かつ劇的な進展を享受することができた。だが、それ以前にも、IT をめぐる前史があることを忘れてはならない。その嚆矢が、1994 年 8 月 2 日の「高度情報通信社会推進本部」の内閣への設置である。それから、およそ 6 年後の 2000 年 7 月 7 日には、「情報通信技術戦略本部」と「IT 戦略会議」が設置された。2000 年 11 月 27 日になると、IT 戦略会議によって、「IT 基本戦略」が決定された。同基本戦略の目的は、「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家となること」であり、そのためには、「超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を發揮できる環境を整備」することの必要性を説いていた。この IT 基本戦略が、その後の急速な IT 化の進展の道筋をつけたといえよう。

さて、本論では、1994 年以降、2007 年 7 月 26 日に、IT 戦略本部が策定した、「重点計画—2007」にいたるまでの日本の IT 化の動きを紹介する。先述したように、2000 年に決定された IT 基本戦略では、重点政策分野として、①超高速ネットワークインフラ整備および競争政策、②電子商取引ルールと新たな環境整備、③電子政府の実現、④人材育成の強化をあげている。これらの 4 項目のうち、③の電子政府実現の方策では、①行政（国・地方公共団体）内部の電子化、②官民接点のオンライン化、③行政情報のインターネット公開、利用促進、④地方公共団体の取組み支援、⑤規制・制度の改革、⑥調達方式の見直しに留意したい。

つぎに、危機管理という観点から、日本における電子政府と電子自治体の現状について言及する。さらに、総務省がおしそすめている、住民基本台帳ネットワークシステムをめぐる動向をとりあげ

たい。もともと、住基ネットは、「地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする」ものとして導入され、「電子政府・電子自治体の基盤となります」とされている²⁾。だが、総務省の思惑とは裏腹に、住基ネットをめぐっては、プライバシー保護との関連において、住民の側から、数多くの否定的な見解がだされている。そのため、住基ネットの導入を拒否する自治体もあらわれた。近年では、その是非をめぐる訴訟もおこされている。そこで、いくつかの興味深い事例をとりあげたいと思う。

また、日本では、これまで、いくつかの自治体において、電子投票が実施されているが、そういう事例も紹介したい。そして最後に、ガバナンスという視点から、『真の』電子政府の意味について考えてみたい。

2. 日本におけるIT化の歴史

——「高度情報通信社会推進本部」の設置から「重点計画—2007」まで——

先述したように、1994年8月2日、「高度情報通信社会推進本部」（本部長：村山富市・内閣総理大臣）が内閣に設置された。そのころ、米国では、当時のアル・ゴア副大統領主導による、情報スーパーハイウェー構想が展開されていた。したがって、高度情報通信社会推進本部の設立は、日本版の情報スーパーハイウェー構想の第一歩であったといえよう。

しかしながら、予算を統一的に配分する米国とは異なり、日本の場合、省庁間での権益争いが顕著であった。たとえば、同推進本部の副本部長の人選をめぐっては、「通信」を所管していた郵政省と通産省（「コンピューター」を所管）のあいだの対立が深まり、結局、両省の閣僚が、おののそのポストをわけあうかたちとなつた³⁾。さらには、1995年度予算の概算要求のなかでも、情報基盤の整備をめぐって、郵政省と通産省による『予算ぶんどうり合戦』が展開された。現に、郵政省の幹部は、「概算要求について通産省との調整はしていない。できる関係でもない」との不満をこぼしていたほどである⁴⁾。そこで、政府は、こうしたセクショナリズムを排して、総合的なIT化のとりくみをおこなうべく、高度情報通信社会推進本部に、12人の民間人からなる有識者会議をもうけた（1994年8月31日）。さらに、高度情報通信社会推進本部の本部長でもあった村山首相（社会党）は、第131回臨時国会における所信表明演説において、その意気込みを語っていた。

翌1995年2月21日になると、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」が策定されたが、村山首相の決意とは裏腹に、郵政省や通産省の主張をならべただけのものにすぎず、依然、権益争いの目だつ内容であった。したがって、総合的な方針とよぶには、ほど遠いものであった。

その後、1996年1月11日には、自民党の橋本龍太郎・通産相が首相に就任し、村山首相のあとをついで、高度情報通信社会推進本部の本部長となつた。橋本首相は、新たな行政システムを構築すべく、1府22省庁から1府12省庁への中央省庁の再編をもくろみ、セクショナリズムの排除につとめようとした（ちなみに、中央省庁再編による新体制は、2001年1月6日からスタートし、かつての郵政省は自治省、総務省と大きく改めて、総務省となり、通産省は経産省になった）。そうした首相のリーダーシップは、ITの領域にも影響をおよぼすこととなり、ようやく、高度情報通信社会推進本部のなかの省庁間対立が若干、緩和されはじめた。そして、1997年秋には、当時、話題に

なりつつあった電子商取引の課題を論議するための専門部会を設置するなど、IT 化の推進に進展がみられた。そして、この専門部会は、翌 1998 年 6 月 18 日に、インターネットなどをもちいた、電子商取引の推進に関する報告書（「電子商取引等の推進に向けた日本の取組み」）をまとめたのだ。そこでは、「電子商取引等をめぐる諸課題について、政府がどのように対応しようとしているのかが不分明であるため、民間経済主体も、電子商取引等の本格的導入を躊躇せざるを得ないのである」との厳しい主張が展開されたあと、その一因として、「確かに、全ての省庁が足並みを揃えて十分な取組みを成しえているとは言い難いことも事実である」との指摘がなされた。なお、政府が電子商取引の基本方針をまとめたのは、これがはじめてであった。この背景には、時代の趨勢とともに、「情報通信が経済を牽引する戦略分野であること、そしてその発展を図ることが極めて重要な国家戦略上の課題である」との橋本首相自身の認識が大きく影響している⁵⁾。

こうした動きと平行して、行政の情報化も進展しつつあった。1994 年 12 月 25 日には、「『紙』による情報の処理から通信ネットワークを駆使した電子化された情報の処理への移行を実現する」ことを目的として、「行政情報化推進基本計画」が閣議決定された（1995 年度からの 5 か年計画）。この計画のもと、1996 年 9 月 2 日に、政府は、「電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針」を策定し、電子的な手続きを可能とする措置を講じはじめた。ちなみに、1997 年度までの電子化実施状況は、1,373 件で、全省庁の総手続数（8,822 件）に占める割合でいえば、わずか 15.56% でしかなかった⁶⁾。しかし、その 1 年後には、24.71% となっている⁷⁾。

また、この行政情報化推進基本計画にもとづいて、1997 年 1 月から、運用を開始したのが、霞が関 WAN である。霞が関 WAN とは、各省庁の LAN（庁舎内ネットワーク；Local Area Network）を結ぶ省庁間ネットワーク（Wide Area Network）であり、省庁間の情報流通の円滑化・高度化を図るために、導入されたものである（ちなみに、この霞が関 WAN は、2002 年度から地方公共団体を接続する総合行政ネットワーク〔LGWAN〕と、2004 年度から裁判所間のネットワークである司法情報通信システムとの相互接続をおこなっている）。なお、現在、霞が関 WAN の事務局には、総務省行政管理局があたり、運用主体は、社団法人行政情報システム研究所がになっている。

だが、1997 年 12 月 20 日には、「行政情報化をより一層強力に推進する」ために、行政情報化推進基本計画が改定された。そのポイントは、①申請手続等の電子化の推進、ワンストップサービスの段階的実施、インターネット等による行政情報の提供の推進、②総合的文書管理システム、公文書の交換システムなど LAN、霞が関 WAN を高度に活用する各種システムの整備、③霞が関 WAN の活用による地方公共団体、特殊法人等を結ぶ総合的・広域的ネットワークの整備、④情報通信ネットワークの高度利用に不可欠な電子文書の原本性、受発信者の認証の仕組み、手数料等の納付方法などの共通課題の早期解決であった。そして、こうした作業をつうじて、「21 世紀初頭に高度に情報化された行政、すなわち『電子政府』の実現を目指す」ことが明言された。なお、計画期間は、1998 年度から 2002 年度までの 5 か年とされた。

ところで、日本において、IT ということばがとりわけ注目を集めたのは、いわゆる 2000 年問題（Y2K）をめぐってであろう。1998 年 9 月 11 日には、橋本首相のあとをついだ、小渕恵三首相を本部長とする高度情報通信社会推進本部が、「コンピュータ西暦 2000 年問題に関する行動計画」を策定し、Y2K 問題への対応を講じた。同行動計画では、「2000 年まで残された日数が 500 日を切った今日、官民ともになすべき作業を更に進め、早め早めの対応により、万全を期す必要がある」とし、

「金融、エネルギー、情報通信、交通、医療など社会経済活動上重要な分野については、所管省庁は、2000年問題への徹底した対応を促す」ことが明記され、「具体的には、模擬テストの実施や情報の提供を含めた自主的な総点検の実施と所管省庁への報告を求める」措置が求められた。Y2K問題をめぐっては、おなじ年のバーミンガム・サミット（5月15～17日）や日米首脳会談（9月22日）の場でも話題にのぼるなど、世界的に注目を集めていた。だが、周知のように、幸いにも、大きな惨事が生じることなく、われわれは、2000年1月1日をむかえることができたのであった。

また、1999年4月16日には、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針～アクション・プラン～」が策定された。同プランでは、「基本方針中に掲げた、1) 電子商取引の本格的普及、2) 公共分野の情報化、3) 情報リテラシーの向上、4) 高度な情報通信インフラの整備、の4つの当面の目標について、予算の重点的配分や必要な制度整備等を通じて、政府が一体となり、目標の具体的プランを強力に推進すること」とされた。ちなみに、情報通信の高度化に資する施策の予算額は、1999年度（1999年4月1日～2000年3月31日）予算で1兆603億円であったものが、翌2000年度予算では1兆6,555億円へと、およそ6,000億円増額された⁸⁾。

くわえて、このアクション・プランにもとづいて、1999年7月23日には、高度情報通信社会推進本部のもとに、個人情報保護検討部会が設置された。同検討部会は、11月19日に、「我が国における個人情報保護システムの在り方について」と題する中間報告を発表し、高度情報通信社会推進本部が、「『高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会中間報告』を最大限尊重し、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討を進める」ことを確約した（12月3日）。なお、政府が、個人情報保護法の制定を前提とした検討会を設置するのは、これがはじめてであった。

ここで留意しなければならないのは、なぜ、このタイミングで、個人情報保護検討部会が設置されたのかという点である。そこには、NTTとNTTドコモが管理している、全国の顧客情報が大量に流出し、売買されているとの報道が大きく影響している。報道によれば、会社内の業務用データベース端末から顧客情報がひきだされ、顧客情報の売買を仲介する業者によって、インターネットなどで、取り引きされているということであった⁹⁾。この時点で、個人情報の保護を目的とした法律は、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（1988年12月9日成立）があったものの、法律名が示しているように、同法の対象は、行政機関の電算化情報に限定されていた。つまり、NTTや金融機関などが管理する顧客情報を保護するための法律は、存在していなかったのだ¹⁰⁾。そのため、個人情報保護のための法整備が急務となっていた。

こうしたなか、電子政府化がすすみ、2000年3月31日には、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」が、了承された。同枠組みの基本方針は、「国民等と行政との間で、これまで書面を用いてやり取りされてきた申請・届出等手続（国の事務に関し、法令等に基づき、国民等と行政機関等との間で行われる申請・届出や、結果通知等の手続）について、原則として、平成15年度までに、書面による手続に加え、インターネット等を利用した手続のオンライン化を図るよう努める」というものであった。ちなみに、この基本方針のもと、2003年度末の時点で、オンライン化対象手続の96%（13,317件）の手続がオンライン化された¹¹⁾。

そして、急死した小渕首相にかわって総理に就任した森喜朗首相は、2000年7月5日の記者会見

の席上、「現在の『高度情報通信社会推進本部』を発展的に改組いたしまして『IT 戦略本部』とし、同本部のもとに民間有識者の参画する『IT 戦略会議』を設けることいたしました」と述べた。そして、IT 戦略本部（情報通信技術戦略本部）の本部長にみずからが就任することを表明した¹²⁾。また、「IT 革命については、その恩恵を子どもからお年寄りまで、すべての国民が日々の生活で実感でき、また、経済発展の起爆剤となるような政策を展開していく必要がございます」と考えていた森首相は、あらたに、IT 担当相のポストをもうけた（官房長官が兼任）¹³⁾。

その成果が、2000 年 11 月 27 日に決定された、「IT 基本戦略」である。驚くべきことに、同戦略では、「我が国の IT 革命への取り組みは大きな遅れをとっている」と、率直にその現状を認めている。

また、IT 基本戦略では、前節で述べたように、《重点政策分野》として、4 項目があげられていた。このうち、「電子政府の実現」を推進すべき方策として、(i) 行政（国・地方公共団体）内部の電子化、(ii) 官民接点のオンライン化、(iii) 行政情報のインターネット公開、利用促進、(iv) 地方公共団体の取組み支援、(v) 規制・制度の改革、(vi) 調達方式の見直しの 6 点が言及されている。(i) では、「2003 年度までに全地方公共団体の総合行政ネットワークへの接続の完成を目指す」ことが、(ii) では、「電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政 IC カードを早急に導入する」ことが、(iii) では、「インターネットを活用した国民と行政の間での双方向の情報交流を強化する」ことが、(iv) では、「国は、早急に地方公共団体が実現するシステムの標準案を策定・提示する」ことが、(v) では、「2001 年度中に、インターネットを活用した行政手続、行政運営等が可能となるよう個々の手続に求められる書類の削減・標準化、書面の提出・保存を求める法令の見直し等を行う」ことが、最後の (vi) では、「インターネットなどによる電子調達方式を導入する」ことが、おのおの示されている。つまり、こうした方策をつうじて、「行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するもの」が、電子政府というわけである。ちなみに、調達方式の電子化については、2001 年 1 月から、政府統一の競争入札参加資格に係る新システムの運用が、そして、6 月からは、各省庁の調達情報を一括提供する統合データベースの運用が開始されたことを付言しておく。

そして、この IT 基本戦略決定の 2 日後の 2000 年 11 月 29 日に成立したのが、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（「IT 基本法」）である。この IT 基本法を受け、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する」（IT 基本法・第 25 条）ために、2001 年 1 月 6 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が内閣に設置された。同戦略本部は、同月 22 日に、さきの IT 基本戦略にもとづき、「e-Japan 戦略」を決定した。この戦略では、「競争及び市場原理の下、5 年以内に超高速アクセス（目安として 30～100 Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要とするすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする」ことがうたわれている。

この e-Japan 戦略の具体的なアクション・プランにあたるもののが、2001 年 3 月 29 日に決定された、「e-Japan 重点計画」である（図 2 参照）。

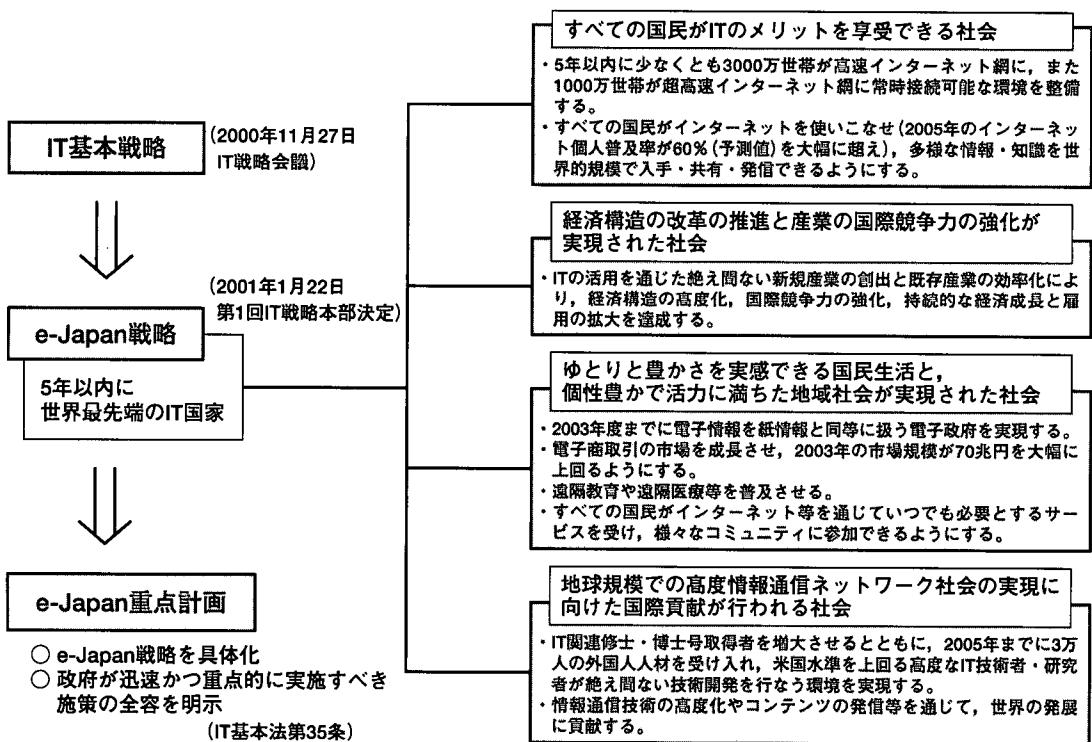
また、2001 年 4 月からは、「各府省が統一性を持って充実を図るとともに、各府省が提供する情報に国民等利用者がアクセスしやすくするため、総務省において、これらの情報への総合的な検索・

図1 政府のIT政策のこれまでの流れ

1994. 8. 2	高度情報通信社会推進本部を内閣に設置
2000. 7. 7	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT戦略会議を設置
2000. 11. 27	IT基本戦略を決定
2000. 11. 29	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が成立
2001. 1. 6	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を内閣に設置
2001. 1. 22	e-Japan戦略を決定
2001. 3. 29	e-Japan重点計画を決定
2001. 6. 26	e-Japan 2002プログラムを決定
2002. 6. 18	e-Japan重点計画—2002を決定
2003. 7. 2	e-Japan戦略IIを決定
2003. 8. 8	e-Japan重点計画—2003
2004. 2. 6	e-Japan戦略II加速化パッケージ
2004. 6. 15	e-Japan重点計画—2004
2005. 2. 24	IT政策パッケージ—2005
2006. 1. 19	IT新改革戦略を決定
2006. 7. 26	重点計画—2006を決定
2007. 4. 5	IT新改革戦略 政策パッケージ
2007. 7. 26	重点計画—2007

出所：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/enkaku.html> (2007年12月24日)。

図2 「e-Japan重点計画」の基本的な方針



出所：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai3/jyuten/0329sum3.html> (2007年12月24日)。

案内機能を持った『電子政府の総合窓口（e-Gov）』が、運用されている¹⁴⁾。

ところで、2001年4月26日には、小泉純一郎政権が誕生し、あらたな体制で、電子政府の実現にとりくむこととなった。そして、6月26日に、「e-Japan2002 プログラム」が決定された。このプログラムは、「平成14年度IT重点施策に関する基本方針」とのサブタイトルが示しているように、「『e-Japan戦略』及び『e-Japan重点計画』を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラム」として策定されたものである。

つぎに、2002年6月18日に決定された「e-Japan重点計画—2002」をみてみよう。そこでは、「『e-Japan重点計画』の220の具体的施策について、初年度予定された103施策を全て措置する等、これらの計画を着実に実施してきたところである」と、e-Japan実現のための進捗状況が紹介されている。また、「インターネット人口普及率も1999年12月末の21.4%から2001年12月末の44.0%へと大幅に上昇するに至っている」こともふれられている。

だが、政府の説明とは異なり、電子政府の実現に向けて、すべてが順調にすすんでいるわけではないとの指摘も、この当時、みられた。たとえば、「省庁の担当者はITの知識が少なく、企画段階から業者に頼らざるを得ない」ために、業者の側からすれば、「最初は赤字でも、いったん参入すれば、自社に有利なシステムを構築し、その後の契約を独占しやすくなる」というわけだ。その好例として、国税庁の電子申告・納税システムがあげられる。NTTデータは、システム開発のはじまりとなる予算額5億5,000万円の実験事業を1万円で落札した。だが、その後、2回目の設計では9億8,000万円で応札し、3回目には入札をしても競争相手が出現せず、結局、61億円の随意契約となった。そして、4回目の機器の借り入れに関しては、月額2億7,000万円（一時金7億円あまり）で契約したというわけだ。このほかにも、「最初から全省庁で統一したシステムをつくれば、こんな無駄なことをしなくて済んだ」との声が聞かれる、オンライン申請の際の本人確認のための認証システムの構築がある。これは、「各省庁が本人確認のための認証システムをバラバラに構築し始め、それらを束ねるシステムまでつくる羽目になった」ケースである¹⁵⁾。

そうしたなかで、2003年7月2日には、「e-Japan戦略II」が、IT戦略本部によって、決定された。この「『e-Japan戦略II』は、我が国が得意とする技術や基盤の応用・実践という、我が国のIT戦略の第二期の改革の青写真を描いている」ものである。これが登場した背景には、「『高速インターネットを3000万世帯に、超高速インターネットを1000万世帯に』という『利用可能環境整備』の目標は達成され、実利用数でもDSL（デジタル加入者線）が700万世帯以上に普及し、その月額利用料金は世界で最も安い水準になった。また、電子商取引や電子政府関連の制度的な基盤整備も進んできた。このことから、IT戦略の第一期の目標は達成されつつあると言える」との認識がある。そして、「今我々は、そのIT基盤を活かして社会・経済システムを積極的に変革する、IT戦略の第二期に差し掛かっている」というわけだ。そのため、「民を主役に官が支援する」との考えにもとづいて、「民・官の役割分担を明確化」したのだ。

そして、2003年7月18日には、電子政府実現のための行動計画である「電子政府構築計画」が、各省庁の局長級でつくる、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」によって決定された（2003年度から2005年度末までの3か年計画）。これは、総頁数496頁からなる膨大な計画であり、そこでは、

①利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24時間365日ノンストップで(いつでも)必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで（インターネット上の一つの窓口で）適切な行政サービスを受けることを可能にする。

②予算効率の高い簡素な政府の実現

業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

ことが明示された。なお、電子政府構築計画は、2004年6月14日に、「計画の進捗状況などを踏まえ、2004年度（平成16年度）以降の電子政府構築に係る政府の取組内容を明確化」するために、見直しがなされ、あらたに、「『電子政府の総合窓口』（e-Gov）を活用し、手続情報の入手から複数申請の一括提出までを行える手続のワンストップ化を2005年度末までに実現するなど、ワンストップサービスを拡大」「申請件数の多い手続（年間平均10万件以上）を重点に、オンライン利用を促進」「業務・システムの見直し方針（最適化計画の事前段階として、業務処理の重複排除、外部委託、システムの一元化・集中化等の改革事項を明記）を遅くとも2005年6月までに策定し、業務・システムの最適化の全体像を早期に明確化するなど、業務・システムの最適化を推進」することがもられた。

さて、2003年8月8日には、「e-Japan 重点計画—2003」が決定された。ここでは、「政府の役割」として、①大きな方向性の提示、②市場競争を重視した規制改革・競争政策、③民間の活動に対する動機付け、④最小限の投資、格差是正、安全性確保、⑤政府自らの活動の効率化・高度化と資源の効率的配分が提示された。

ところで、2004年にはいると、「情報通信省」をめぐる議論があらわれた。情報通信省構想は、かつての橋本政権下の中央省庁再編論議のなかでもみられたもので、情報通信行政を一元化することを目的としたものであった。今回の「情報通信省」構想の火つけ役は、小泉首相であった。首相が、1月16日におこなわれた、2004年第1回目の経済財政諮問会議の場において、「旧通産省と旧郵政省の時から、旧通産の産業・経済、旧郵政のテレコム産業と縦割りだったから、経済界も困っていたと思う」「何とかならないかと言っても、どうしても縦割で駄目だ」「連携を強化してやれば重複が省けるので、上手く経済財政諮問会議を活用して、融合していくなければならない」といった発言をしたからだ¹⁶⁾。そのため、「小泉首相『情報通信省』に意欲 2省の部門を統合、諮問会議で言及報道」との記事が新聞に掲載されることとなった¹⁷⁾。しかし、小泉首相は、参議院の代表質問において、「先日、どこかの新聞で情報通信省を創設するという記事が出ておりましたけれども、私が言っていることはそういう新しい組織を作るということではなく、各省にまたがりますから、重複とか無駄な投資を省くためにも内閣が一体となって連携していくかなきゃならないと。そして、内閣に設置したIT戦略本部の下に世界最先端のIT国家の実現を目指すために、各府省が繩張意識にとらわれないで、政策を総合的に一体的に政府が一丸となってこのIT政策を進めていかなきゃならない」という趣旨を述べたところでございます」と答弁し、情報通信省構想の火消しにつとめた¹⁸⁾。ちなみ

に、この騒動が鎮静化した背後には、経産省出身の秘書官の動きがあったという。同秘書官は、IT 戦略本部を担当する内閣官房に想定問答の作成を指示するなど、情報通信省構想がクローズアップされないようつとめた。なぜなら、「IT 関係部局の規模で総務省は 2 局 29 課定員 609 人の大所帯。経産省の 1 局 4 課 85 人ではのみ込まれるとの懸念もあった」からだ¹⁹⁾。いずれにせよ、こうした発言や動きがみられるということ自体、依然として、IT 化をめぐって、セクショナリズムが存在することを露呈している。

さて、この年の 2 月 6 日には、「『e-Japan 戦略 II』(2003 年 7 月、IT 戦略本部決定)を加速させ、『2005 年までに世界最先端の IT 国家になる』との目標を達成するため」に、「e-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」が決定された。

また、6 月 15 日には、「e-Japan 重点計画—2004」が決定された。ここでは、「内閣の統轄の下に、関係省庁の取り組みをこれまで以上に一体的・総合的に実施するために、本年 2 月に IT 関係省庁連絡会議を設置した」ことがふれられている。さらに、今回の重点計画で興味深いのは、「PDCA サイクルの確立」という文言がもられたことであろう。

翌 2005 年 2 月 14 日に決定された、「IT 政策パッケージ—2005」では、「今や我が国のインターネットは世界で最も速く、安くなり、また電子商取引市場は米国に次いで世界第 2 位の規模となるなど、目覚ましい成果を上げた」ことを評価しつつも、「電子政府、医療、教育分野など IT の利用面においては、国民が安心して真に IT の利便性を実感できるための課題が残されている」との分析がなされている。遅れがちとされた、「行政サービス」の分野に関しては、①電子政府の推進、②電子自治体の推進、③電子政府・電子自治体の共通基盤の利用・活用の推進の 3 点に関してふれられている。

ところで、「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家となること」をめざした IT 基本戦略の決定(2000 年 11 月 27 日)から、5 年が過ぎ去ろうとしていた。そして、「IT 新改革戦略——いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現——」(2006 年 1 月 19 日決定)のもとで、日本政府は、あらたな挑戦にのりだすこととなった。ただ、進展の速度の遅い、電子政府の問題については、「世界一便利で効率的な電子行政——オンライン申請率 50% 達成や小さくて効率的な政府の実現——」とのタイトルが付され、そこでは、「行政手続オンライン化 3 法の施行を始めとした基盤整備を進めた結果、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている。その一方で、使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の理由から、国民・企業等による電子政府の利用は進んでおらず、また、住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない」と率直に、課題を認めている。そして、「今後は、財政の健全化や行政の簡素化・効率化、国民サービスの向上に向け、IT を最大限活用した業務改革、行政改革が必要となっている」との考えを提示している。このオンライン化率 50% の目標を達成するために策定されたのが、「オンライン利用促進のための行動計画」であった。ちなみに、同行動計画では、オンライン利用促進対象手続全体でのオンライン利用率の目標として、2006 年度 16%，2007 年度 21%，2008 年度 28% という数字が示されている。

さて、2006 年 7 月 26 日に決定された「重点計画—2006」のなかの「世界一便利で効率的な電子行政——オンライン申請率 50% 達成や簡素で効率的な政府の実現——」では、①利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、②業務・システム最適化の推進、③電子行政推進体制の充実・

強化、④システムの信頼性・安全性の確保、セキュリティ高度化がもらられている。

また、2006年8月31日には、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の場において、「電子政府推進計画」が決定された(2006年度から2010年度までの5か年計画)。この計画では、「費用対効果の観点に立ったPDCAサイクルによる工程管理体制を確立」することが強調された。

翌2007年4月5日の「IT新改革戦略 政策パッケージ」は、「IT新改革戦略の加速につながるドライビング・フォースとなり、また、我が国的新しい可能性を切り拓く改革や創造のエンジンとなる政策をIT戦略本部主導で推進し、我が国新たな発展に向け克服すべき課題の正面突破を図るために、今後のIT政策に関する基本的な方向性を取りまとめた政策パッケージ」として策定されたものであった。さらに、同年7月26日作成の「重点計画—2007」では、「様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目指して構築することを目指すとともに、個人事業主等にとって使い勝手のよい、包括的な電子行政サービス利用に向けたソフトウェア・マニュアル等の策定のための環境整備を進める」ことがかかげられた。

3. 日本におけるIT化の現状

前節でみたように、これまで、政府は、さまざまな施策を打ちだしてきた。そのかいもあって、2006年のインターネット利用者数は、8,754万人にまでたつした。これを普及率におきかえると、68.5%となる。1997年のインターネット利用者が1,155万人で、その普及率が9.2%であった事実とくらべると、日本のインターネット人口は、急激なスピードで増加してきたといえよう²⁰⁾。また、2005年の時点で、97.6%の企業がインターネットを導入すみと回答している²¹⁾。

また、インターネット・バンキングに関しては、4つのインターネット専業銀行の預金残高が、2005年3月末の段階で、1兆583億円となっている。これは、前年度とくらべて、47.0%の増加である。この数字は、「今後、電子商取引の普及などによってさらに活発化が進むことが予想される」²²⁾。

(1) 電子政府の現状

さて、それでは、日本の電子政府化は、どれほど進展したのであろうか。電子政府の総合窓口(e-Gov)で検索可能な府省は、表1のようになっている。

ちなみに、2005年度における申請・届出の行政手続のオンライン化率は、96.2% (13,719件)となっており、申請・届出以外の行政手続のオンライン化率は、65.0% (10,695件) である。また、独立行政法人があつかう行政手続の場合、2005年度における申請・届出に関する行政手続のオンライン化率は、12.0% (175件) で、申請・届出以外の行政手続のオンライン化率は、わずか7.0% (159件) にとどまっている²³⁾。

つぎに、調達手続の電子化についてみてみよう。入札・開札の電子化は、総務省などが先行的にシステムを構築し、そのほかの省庁が、2003年度末までにそれぞれ導入すみである。そして、2007年3月1日には、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の場において、「情報システムに係る政府調達の基本指針」が決定されている。これにより、「政府は、情報システムに係る政府調達において、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境を実現するとともに、調達手続のより一層の透明性・公平性の確保を図る」ことができるわけだ。また、同指針では、「審査の際の

表 1 電子政府の総合窓口で検索可能な府省

府省名	ホームページ検索	申請・届出等の行政手続	パブリックコメント（意見公募手続等及びその他の意見募集）	組織、制度の概要	行政文書ファイル管理簿	個人情報ファイル簿
首相官邸・内閣官房	○	—	○	○	○	—
人事院	○	○	○	○	○	—
内閣法制局	○	—	○	○	○	—
内閣府	○	○	○	○	○	○
宮内庁	○	—	○	○	○	○
公正取引委員会	○	○	○	○	○	○
警察庁	○	○	○	○	○	○
金融庁	○	○	○	○	○	○
総務省	○	○	○	○	○	○
法務省	○	○	○	○	○	○
外務省	○	○	○	○	○	○
財務省	○	○	○	○	○	○
文部科学省	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	○	○	○	○	○	○
農林水産省	○	○	○	○	○	○
経済産業省	○	○	○	○	○	○
国土交通省	○	○	○	○	○	○
環境省	○	○	○	○	○	○
防衛省	○	○	○	○	○	○
会計検査院	○	○	○	○	○	○
データ量	4,276,729 ページ	21,916 件	4,325 件	3,951 件	20,727,976 件	1,474 件
	(2007 年 11 月 30 日現在)	(2007 年 11 月 30 日現在)	(2007 年 11 月 30 日現在)	(2007 年 11 月 30 日現在)	(2007 年 11 月 30 日現在)	(2007 年 11 月 30 日現在)

(注) 本表の「—」は、該当する情報が登録されていないことを示しています。

出所：<http://www.e-gov.go.jp/help/jyouhou.html> (2007 年 12 月 24 日)。

参考になるよう」に、総務省が、「情報システムに係る政府調達事例データベース」の充実をはかることが記されている。

また、「統一的な管理手法を用いて、業務の見直しや各府省や各府省内の各部局ごとにバラバラに使われている情報システムの一元化などを進めることにより、業務やシステムを最適な状態にする、IT を活用した業務改革」である、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」が、2006 年 3 月 31 日に、各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議で決定されるなど、改革のこころみがつけられている。

また、情報セキュリティという観点からは、「2005 年 4 月、情報セキュリティ対策の中核組織の必要性を重視した政府は、我が国における情報セキュリティ政策の基本戦略を決定する『情報セキュリティ政策会議』と、その遂行機関である『内閣官房情報セキュリティセンター』とを設置」している。

政府によるこうした努力の影で、ファイル交換ソフト・ウィニーによる情報流出が問題視されている。たとえば、2006年2月23日には、「海自情報、ネット流出 ウィニーを通じ戦闘訓練の計画表など」との報道がなされた²⁴⁾。それによれば、「海上自衛隊の艦船のコールサインや戦闘訓練の計画表の情報など『秘』扱いのものを含む内部資料が、インターネット上に流出していることが分かった。海自隊員の私物パソコンからファイル交換ソフト『Winny（ウィニー）』を通じて流出した」とのことであった。自衛隊では、業務に関するデータを自宅にもち帰ることを訓令で禁じているにもかかわらず、こうした問題が発生し、紙に換算すると、1,000枚を超える分量の情報が流出したというわけだ²⁵⁾。このとき、「私物パソコンで内部情報を取り扱うことを禁ずる」などの事務次官通達がだされたにもかかわらず、2007年2月3日には、「陸自の資料が流出 3等陸曹 PC、ウィニー介し」との報道がみられた²⁶⁾。ウィニーを介した、このような情報流出は、国土交通省においてもおこっている。2006年6月2日、国土交通省は、「旧建設省が作成した職員約1800人分の氏名とメールアドレス、当時の所属部署のリストがインターネット上に流出した、と発表した」のである²⁷⁾。

2006年9月に実施された内閣府の「個人情報保護に関する世論調査」では、回答者の71.1%が、

表2 端末及びウェブサーバに関する情報セキュリティ対策の総合評価

総合評価	端末		ウェブサーバ	
	2006年	2007年	2006年	2007年
内閣官房	B	△	B	
内閣法制局	C	△	B	
人事院	C	△△	A	
内閣府	C	△△	B	
宮内庁	D	△△△	A	
公正取引委員会	C	△△△	A	
警察庁	D	△△△	A	
金融庁	B	△	B	
総務省	C	△△	B	
法務省	D	△△△	B	
外務省	D	△△△	A	
財務省	C	△	B	
文部科学省	C	△△	A	
厚生労働省	D	△△△	B	
農林水産省	C	△△	A	
経済産業省	C	△△	A	
国土交通省	D	△△△	B	
環境省	B	△	B	
防衛省	C	△△△	B	

(注)・府省庁の調査に基づく結果。

・2007年3月末時点。

評価	実施率	評価	実施率	評価	実施率	評価	実施率
A	x=100%	B	80%≤x<100%	C	60%≤x<80%	D	x<60%

上昇率	上昇率	上昇率	上昇率	上昇率	上昇率
△△△△△ x>40%	△△△ x>30%	△△ x>20%	△ x>10%	△ x>0%	— x=0%

出所：<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/dai13/pdf/13siryou04.pdf> (2007年12月24日)。

「個人情報の漏えいに対する不安」を「感じる」としていた²⁸⁾。こうした調査結果があるにもかかわらず、行政機関の情報管理が徹底されていない点が、おおいに問題である。ちなみに、「情報セキュリティ対策に関する規定類策定状況」を問うた、「平成 17 年度 電子政府基本調査(国の行政機関)」によれば、79.0%の機関が、「既に作成している」と回答していたのだ（「現在、策定を進めている段階である」：10.5%，「策定を検討中である」：10.5%）²⁹⁾。

こうした現実を受けて、2008 年度情報セキュリティ関連予算の概算要求は、338 億円にものぼった。この数字は、2007 年度の当初予算と比較して、13% 増（38 億円増）となっている³⁰⁾。

(2) 電子自治体の現状

2003 年 8 月、総務省自治行政局は、「電子自治体推進指針」を策定した。この指針は、「地方公共団体が電子自治体の構築を推進しようとするに当たって留意すべき事項を提示することをねらいとしており、主に地方公共団体の職員が手引きとして参照されることを念頭においている」ものである。ちなみに、「総務省では、これまで『IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針』（平成 12 年 8 月）、『電子政府・電子自治体推進プログラム』（平成 13 年 10 月）を公表してきたところであり、本指針はそれらの改訂版に当たるものである」とのことだ。この「電子自治体推進指針」のもと、電子自治体の基盤整備と行政手続のオンライン化などがすすめられてきた。さらに、地方公共団体をとりまく情報通信環境の変化などをふまえて、この「電子自治体推進指針」にかわって、「新電子自治体推進指針～2010 年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現～」（2007 年 3 月 20 日）が策定された。サブタイトルが示しているように、あたらしい指針では、「2010 年度までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現すること」が、うたわれている。

さて、電子自治体の進捗状況についてみてみよう。かつての「電子自治体推進指針」では、「電子自治体の構築計画を平成 15 年度末を目指として策定（既に同様の計画を有している場合は必要に応じた見直しを行うことを含む）することが望ましい」としていた。実際、電子自治体を総合的に推進するための電子自治体構築計画を策定していたのは、都道府県で 91.5% にたつしていたのに対して、市町村では、30.8% となっていた（2006 年 4 月段階。以下、同様）³¹⁾。また、「新電子自治体推進指針」には、「全国的なネットワーク基盤として、総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービス、組織認証基盤（LGPKI）が整備され、また、各地方公共団体においても、ホームページ、LAN に加えて、一人一台パソコンの実現、地域インターネットの整備などが急速に進んだ」とあるが、本庁の知事・市長部局において、一人一台パソコンが実現されている団体は、都道府県が 100% であるのに対して、市町村では、82.1% にとどまっていた³²⁾。ホームページの場合であれば、都道府県で 100%，市町村で 99.7% が開設をしている³³⁾。

また、申請・届出等手続の汎用受付システムの導入状況は、都道府県で 89.4%，市町村では 31.0% となっていた。また、業務別の実施率をみると、「電子入札（公共事業）」では、都道府県が 78.7%，市町村が 7.5%，「電子入札（非公共事業）」では、都道府県が 51.1%，市町村が 2.0% となっていた³⁴⁾。

なお、個人情報保護条例はすべての都道府県・市町村で制定ずみであり、情報セキュリティポリシーは都道府県で 100%，市町村で 96.2% が策定している。なお、『平成 19 年版 情報通信白書』によれば、「総務省では、すべての地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施するよう地方財政措

置等の支援を行うとともに、地方公共団体の情報セキュリティに関する情報や対策を地方公共団体間で共有する機能等を有する『自治体 CEPTOAR』(平成 19 年 3 月創設)に対し、必要な助言等の支援を行うこととしている」ようである³⁵⁾。地方公共団体において、情報セキュリティポリシーの整備がすんでいるものの、国の行政機関同様、地方公共団体においても、ウイニーによる情報流出が続発していることも付言しておきたい。

ところで、米国ニューヨークに本部をおき、都市単位での電子自治体の評価をおこなっている、Intelligent Community Forum のランキングでは、2003-2004 年に神奈川県横須賀市が、2005 年には東京都三鷹市が、2006 年には千葉県市川市が上位 7 位にえらばれている。とりわけ、2005 年の場合、三鷹市は第 1 位に選出されたのが注目にあたる³⁶⁾。なお、2007 年の評価では、日本の自治体は、上位 7 位のうちにはいっていないようである³⁷⁾。

(3) 住民基本台帳ネットワーク

総務省のホームページによれば、「住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となります」とある³⁸⁾。また、同省のホームページによれば、「平成 11 年の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に、行政機関に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図りました」とのことだ。つまり、「電子政府・電子自治体の核心は、自宅や職場から原則 24 時間、パソコンとインターネットを通じて行政サービスを受けることができるということ」であり、「インターネットによる行政手続では、成りすましや文書の改ざんなどを防止する公的個人認証サービスによって安全が守られます」とのことだ³⁹⁾。住基ネットの第 1 次サービスは 2002 年 8 月 5 日から、第 2 次サービスは 2003 年 8 月 25 日からスタートしている。前者によって、パスポート申請時の住民票の写しの添付及び共済年金受給者の現況届の廃止が、また、後者によって、転入転出手続の簡素化、住民票の写しの広域交付及び住民基本台帳カードの交付の開始などがはじまった。

まさに、総務省が説明しているように、「住民基本台帳ネットワークシステムは、公的個人認証サービスの構築に大きな役割を果たし、電子政府・電子自治体を支える基盤」となるはずであった。だが、政府の予想とは異なる反応がみられた。それは、個人情報保護という観点からの反論であった。総務省のホームページには、「都道府県・指定情報処理機関で保有する情報を限定しています」「住民票コードは、利用が限定されています」「外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています」「稼働に当たって、さらなる個人情報保護措置を講じています」などの文字がみられる。さらには、「アメリカやカナダでは、Social Security Number 等、北欧や韓国では、Personal Identity Number 等が、行政や民間のさまざまな分野で使われ、共通番号となっています。我が国の住民票コードは、市町村が住民票に記載する番号で、民間が利用できない、限られた行政分野で用いられる限定的な番号です」として、住基ネットに対する国民の不信感の払拭につとめている⁴⁰⁾。

しかしながら、福島県矢祭町のように、住基ネットのスタートをまえに（2002 年 7 月 22 日）、同ネットワークからの離脱を表明する地方公共団体があらわれた。ちなみに、人口 6,832 人（2007 年

12月1日現在)の矢祭町は、政府の推進する市町村合併に反対をし、「市町村合併をしない矢祭町宣言」をだすなど、独自のまちづくりで注目される自治体である。このほか、東京都杉並区と東京都国分寺市も、個人情報保護の観点から、住基ネットからの離脱という道を選択した。そのため、住基ネットの第1次サービスは、全人口の3%，約411万人が参加しないままの状態で、スタートした⁴¹⁾。おなじ日、自分の個人情報を住基ネットにのせることの差し止めを求めて、大阪府豊中市を訴える訴訟が大阪地裁におこされた⁴²⁾。これを皮切りに、全国で、多くの裁判がおこなわれることになった(表3参照)。このように、住基ネットへの不信感がたかまつた背景には、かつて、小渕・元首相が住基ネットの「前提」と約束していた個人情報保護法案が成立しないままの状態で、住基ネットを稼働させてしまったという点が大きく関係している⁴³⁾。そのため、住基ネットの稼働後、住基ネットとの接続を切断する東京都中野区(2002年9月11日)や東京都国立市(2002年12月26日)のような自治体もあらわれた。だが、その後、2003年5月23日に、個人情報保護関連5法が成立したことによって、住基ネットからの離脱を撤回する自治体もでてきた。

そうしたなかで、国と石川県、住基ネットを管理する財団法人地方自治情報センターを相手どった訴訟で、金沢地方裁判所は、2005年5月30日、全国ではじめて、住基ネットによるプライバシー権の侵害を認める司法判断をくだした(しかし、二審の名古屋高裁金沢支部では、2006年12月11日、住民側が敗訴した)。また、2006年11月30日には、大阪高裁で、住民票コードを住基ネットから削除するよう命じた判決がだされた。訴えられた大阪府箕面市は、上告を断念し、住基ネットからの個人の離脱を認める判決が、全国ではじめて確定した。

いずれにせよ、2007年3月末の段階で、11ケタの住民票コードをわりふったカードの発行枚数は141万枚で、人口のわずか1%にとどまるという事実は、注目にあたいする⁴⁴⁾。この数字からは、いかに、“国民総背番号制”への反発がつよいのかがわかる。

表3 住基ネットをめぐる主な訴訟の結果

04年 2月 27日	大阪地裁	× (1)
05年 5月 30日	金沢地裁	○ (2)
31日	名古屋地裁	×
10月 14日	福岡地裁	×
06年 2月 9日	大阪地裁	×
3月 20日	千葉地裁	×
4月 7日	東京地裁	×
11日	和歌山地裁	×
7月 26日	東京地裁	×
9月 29日	名古屋地裁	×
10月 26日	横浜地裁	×
11月 9日	宇都宮地裁	×
11月 30日	大阪高裁	○ (3)
12月 11日	名古屋高裁金沢支部	× (4)
<○は原告側勝訴、×は敗訴。		
(3)は(1)、(4)は(2)の控訴審>		

出所：『朝日新聞』2006年12月11日(夕)，19面。

(4) 電子投票

2002年2月1日、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が施行された。これを受け、同年6月23日、岡山県新見市の市長選と市議選で、電子投票が実施された(全国ではじめて)。このときは、投票機にさし込む投票カードが入らないといったアクシデントが発生した⁴⁵⁾。その後、2003年7月20日に、岐阜県可児市でおこなわれた電子投票では、投票機が故障し、全投票所で投票が中断するというさわぎがおきた。そして、2005年7月8日には、最高裁が選挙の無効をいいわたし、2005年8月21日に、投票用紙に候補者名を書く従来の自書式で、やり直し選挙をおこなった。その後、可児市に投票機器をレンタルした選挙資材業者が、およそ8,434万円を同市に賠償する和解が成立している。さらに、電子投票システムを共同開発した電子機器メーカーも、可児市に、1,600万円を寄付することがきまった⁴⁶⁾。

こうした事情も手伝って、電子投票条例を廃止する地方公共団体もあらわれ、2007年6月現在、電子投票を利用しているのは、8市町村のみとなつた⁴⁷⁾。

なお、2007年12月7日、公職選挙法特例法改正案が、衆議院政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会で可決され、国政選挙への電子投票導入の可能性がたかまつたが、いまなお、未導入のままである。

ところで、電子投票をめぐっては、2001年5月に、装置の開発をすすめる企業によって「電子投票普及協業組合」が設立されるなど、環境整備がなされつつある。くわえて、前出の「新電子自治体推進指針」では、「電子投票の導入により期待される効果」として、「①開票の迅速化や効率化を図ることができること、②疑問票や無効票がなくなり、有権者の意思が正確に反映されること、③自書が困難な高齢者や障害者の投票が容易になること、④開票所の職員を削減できること」を列挙したうえで、「電子投票システムの信頼性向上を図るとともに、2007年以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る」としているが、やはり、現時点では、そのようなメリットよりもデメリットのほうに、地方公共団体の注目が集まっているようである。

4. 結び

政府は、「これまでの有線中心のインフラ整備から、有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行」をかけ、u-Japan政策を推進している⁴⁸⁾。『平成19年度 情報通信白書』には、「ユビキタスネット社会の実現に当たっては、年齢、性別、都市規模、年収等の属性によって、情報通信ネットワークの利用に大きな格差が生じることがないようにすることが重要である」との記述がみられるものの、同時に、「人口の少ない地域において情報通信ネットワークの利用が必ずしも順調に進んでいない」現実が示されている。つまり、「地理的なデジタル・ディバイドが拡大傾向にある」というわけだ。たとえば、2006年末の特別区・政令指定都市・県庁所在地でのインターネットの利用状況が81.3%であったのに対して、その他の市では74.1%，町・村では63.4%となっているのは、その好例であろう⁴⁹⁾。

したがって、今後、日本政府が、ガバナンスにもとづく、『真の』電子政府を構築していくために

は、さまざまな困難があるといえよう。

注

- 1) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html> (2007年12月24日)。
- 2) <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/index.html> (2007年12月24日)。
- 3) 『朝日新聞』1994年8月3日, 11面。
- 4) 『朝日新聞』1994年8月27日, 1面。
- 5) 『第百四十回国会 衆議院会議録 第三十二号』1997年5月8日, 16頁。
- 6) <http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/990513b.htm> (2007年12月24日)。
- 7) <http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/000513b.htm> (2007年12月24日)。
- 8) http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/papers/h12/3-index.html (2007年12月24日)。
- 9) 『朝日新聞』1999年7月2日, 1面。
- 10) 『朝日新聞』(大阪版) 1999年7月3日, 35面。
- 11) http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htm (2007年12月24日)。
- 12) なお、IT戦略会議の議長には、出井伸之・ソニー会長がついた。
- 13) http://www.kantei.go.jp/jp/morisouri/mori_speech/2000/0705kaiken.html (2007年12月24日)。
- 14) <http://www.e-gov.go.jp/doc/20070831doc2.pdf> (2007年12月24日)。
- 15) 『朝日新聞』2002年11月4日, 3面。
- 16) <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0116/shimon-s.pdf> (2007年12月24日)。
- 17) 『朝日新聞』2004年1月17日, 3面。
- 18) 『第百五十九回国会 参議院会議録 第三号』2004年1月23日, 20-21頁。
- 19) 『朝日新聞』2004年3月22日, 3面。
- 20) <http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h19/index.html> (2007年12月24日)。
- 21) 総務省編『平成18年版 情報通信白書』(ぎょうせい, 2006年), 22頁。ただ、CIO(Chief Information Officer)をおいている企業は、わずか16%しかないことに留意する必要がある(同上, 94頁)。
- 22) 同上, 78-79頁。
- 23) 総務省編『平成19年版 情報通信白書』(ぎょうせい, 2007年), 297頁。
- 24) 『朝日新聞』2006年2月23日(夕), 1面。
- 25) 『朝日新聞』2006年2月24日, 39面。
- 26) 『朝日新聞』2007年2月3日(夕), 14面。
- 27) 『朝日新聞』2006年6月3日(夕), 15面。
- 28) 総務省編, 前掲書『平成19年版 情報通信白書』, 178頁。
- 29) 総務省編, 前掲書『平成18年版 情報通信白書』, 144頁。
- 30) <http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/dai14/pdf/14seisakupress.pdf> (2007年12月24日)。
- 31) 総務省編, 前掲書『平成19年版 情報通信白書』, 301頁。
- 32) 同上, 300頁。
- 33) 同上, 299頁。
- 34) 同上, 299頁。
- 35) 同上, 303頁。
- 36) 株式会社 情報通信総合研究所編『情報通信ハンドブック 2007年版』(株式会社 情報通信総合研究所, 2006年), 262頁。
- 37) <http://www.intelligentcommunity.org/associations/5315/files/TopSeven-ICs-2007.pdf> (2007年12月24日)。
- 38) <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/top.html> (2007年12月24日)。

- 39) http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_gaiyo.html (2007年12月24日)。
- 40) http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_taisaku.html (2007年12月24日)。
- 41) 『朝日新聞』2002年8月5日(夕), 15面。
- 42) 『朝日新聞』2002年8月6日, 30面。
- 43) 『朝日新聞』2002年9月6日, 37面。
- 44) 『朝日新聞』2007年6月16日, 10面。
- 45) 『朝日新聞』2002年6月24日, 3面。
- 46) 『朝日新聞』[岐阜県版] 2006年3月10日, 27面。
- 47) 『朝日新聞』2007年6月13日, 4面。
- 48) http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/new_outline01b.html (2007年12月24日)。
- 49) <http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h19/index.html> (2007年12月24日)。